

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 02745)

整理番号	111- 0033	調整年月日・契機	令和7年3月14日 (環境確保条例第116条第1項)			
所在地	(地番) 大田区大森西七丁目77番の一部 外6筆 (住居) 大田区大森西七丁目5-22					
訂正年月日・契機	令和8年3月19日 (条例第116条の3第1項・法重複), 令和8年3月19日条例第116条の3第3項・法重複 令和8年3月19日 (条例第116条の3第1項・法重複)					
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	東邦大学医療センター大森病院 若草寮 (令和6年6月1日一部除却)	面積	945.1 ※	m ² (汚染地)	4105.7	m ² (調査)
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項						
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		舗装、立入禁止：鉛及びその化合物 (含有量)				
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)						
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨 (健康被害の恐れがある場合は、その旨)						
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨 (埋立地特例に該当する場合は、その旨)						
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は 形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域に指定 (指定年月日：令和6年4月11日 指定番号：指-1476号)				
備考		<p>※土地の措置又は改変状況の届出については、東京都環境局「土壌汚染対策法に基づく台帳情報公開システム」にて、法台帳【指-1476号】、条例台帳【S0315】をご確認ください。</p> <p>本来であれば除却日の30日前までに土壌汚染状況調査の報告が必要だが本報告は除却日を過ぎた形での提出となった。土壌汚染対策法第4条と条例第117条の調査義務が発生していたため、調査自体は除却日前に実施されている。</p>				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者	
	令和7年3月14日	鉛及びその化合物	含有量基準		国際航業株式会社	
	令和7年3月14日	鉛及びその化合物	溶出量基準		国際航業株式会社	
	令和7年3月14日	六価クロム化合物	溶出量基準		国際航業株式会社	
	令和7年3月14日	砒素及びその化合物	溶出量基準		国際航業株式会社	
	令和7年3月14日	水銀及びアルキル水銀 その他化合物	溶出量基準		国際航業株式会社	

